

函館市火災調査規程実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 調査体制等（第4条～第6条）
- 第3章 調査業務処理の基本原則（第7条～第18条）
- 第4章 調査業務の執行（第19条～第27条）
- 第5章 火災調査報告（第28条～第35条）
- 第6章 震災時の火災調査（第36条～第44条）
- 第7章 雑則（第45条・第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、函館市火災調査規程（平成16年消防本部訓令第5号。以下「規程」という。）第32条の規定に基づき、火災の調査について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 火災の調査において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発火源 出火に直接関係し、またはそれ自体から出火したものをいう。
- (2) 経過 出火に関係した現象、状態または行為をいう。
- (3) 着火物 発火源によって最初に着火したものをいう。
- (4) 製造物 製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (5) 欠陥 製造物責任法第2条第2項に定めるものをいう。
- (6) 建物 土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、観覧のための工作物または地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいう。
- (7) 建物の収容物 柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物のほか、バルコニー、ベランダ等に置かれた物をいう。
- (8) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (9) 原野 雑草、灌木類が自然に育成している土地で人が利用しないものをいう。
- (10) 牧野 主として、家畜の放牧または家畜の飼料もしくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。
- (11) 車両 原動機を用いて陸上を移送することを目的として製作された用具であって、自動車、汽車、電車および原動機付自転車をいう。
- (12) 被けん引車 車両によってけん引される目的で造られた車および車両によっ

てけん引されるリヤカーその他の軽車両をいう。

(13) 船舶 独行機能を有する帆船，汽船および端舟ならびに独行機能を有しない住居船，倉庫船，はしけ等をいう。

(14) 航空機 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に定めるものをいう。

（調査による究明事項）

第3条 規程第4条第2項に定める事項の詳細は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 出火前の状況 出火前における建物または物件の構造，様式，材質および存置場所等

(2) 出火原因 火災の発生経過および出火箇所

(3) 延焼拡大の状況 火災の延焼経路，延焼拡大要因等

(4) 初期消火等の状況 発見の動機，通報および初期消火の一連の行動経過

(5) 避難の状況 避難経路，避難上の支障要因等

(6) 消防用設備等の状況 消火設備，警報設備および避難設備の使用および作動等の状況

(7) 死傷者の状況 死または負傷に至る経過および要因等

(8) その他必要な事項 火災によって損害を受けた不動産および動産に対する損害保険の契約状況等

2 規程第4条第3項に定める事項の詳細は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 焼き損害 火災の火炎または高熱等による焼損，破損，汚損または変質等の損害

(2) 消火損害 火災の消火行為に付随する水損，破損または汚損等の損害

(3) 爆発損害 爆発現象の破壊作用によって発生する損害のうち，前2号に掲げる損害以外の損害

(4) 火災による死傷者 火災を起因とする死者または負傷者の状況

3 前項第1号から第3号までに掲げる損害に対する損害額は，り災時における時価によるものとし，火災により受けた物的な損害の評価，火災保険等の状況を勘案して算出するものとする。

第2章 調査体制等

（調査責任の範囲）

第4条 規程第5条に定める消防長が調査の責任を有する火災は，次に掲げるものとする。

(1) 市の区域内（領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）第1条に定める領海ならびに上空および地下を含む。）で発生した火災

(2) 本市および他の市町村を移動した車両および船舶の火災のうち，市の区域内で消火活動を行った火災。ただし，車両の運行または船舶の航行に支障がなく，市の区域内に移動し，消火活動の必要がないときは，火災の定義に該当した場合において，調査責任を有するものとする。

(3) 墜落場所または着陸場所が，市の区域内である航空機の火災

(調査本部)

第5条 規程第6条第3項に定める調査本部の設置は、次のいずれかに掲げる場合によるものとする。

- (1) 多数の死者および負傷者が発生し、かつ社会的影響が高いもの
- (2) 特殊な原因により火災が発生し、または特異な態様の火災で社会的影響が高いもの

2 規程第6条第4項に定める調査本部の組織、編成等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調査本部に、調査本部長、調査副本部長および調査本部員を置く。
- (2) 調査本部長は、消防長が指名する。
- (3) 調査副本部長は、予防課長をもって充てるものとする。
- (4) 調査副本部長は、調査本部長を補佐するとともに、調査の執行、情報管理および関係機関等との対応の指揮運営にあたるものとする。
- (5) 調査本部員は、調査員（規程第3条第3号に定める調査員をいう。以下同じ。）のうちから調査本部長が指名するものとする。

(調査の実施区分)

第6条 規程第7条第1項に定める調査の区分は、別表第1による。

第3章 調査業務処理の基本原則

(立ち入りの原則)

第7条 調査員の調査現場その他関係のある場所に立ち入るときは、関係者（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第4号に定める関係者をいう。以下同じ。）の立会いを得ることを原則とする。

(火災件数の扱い)

第8条 1件の火災とは、原則として、一つの出火点から拡大したもので、出火にはじまり鎮火するまでをいう。

(火災の種別)

第9条 火災の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物火災 建物（原則として、床面積1.5㎡以上かつ通常人が容易に出入りできる高さを有するもの）またはその収容物が焼損した火災をいう。
- (2) 林野火災 森林、原野または牧野が焼損した火災をいう。
- (3) 車両火災 自動車車両、鉄道車両および被けん引車またはこれらの積載物が焼損した火災
- (4) 船舶火災 船舶またはその積載物が焼損した火災をいう。
- (5) 航空機火災 航空機またはその積載物が焼損した火災をいう。
- (6) その他の火災 前各号に掲げる火災以外の火災をいう。

2 前項各号の火災が複合する場合の火災の種別は、焼き損害額の大なるものによる。ただし、その態様により焼き損害額の大なるものの種別によることが社会通念上適当でないとき認められるときは、この限りでない。

3 前項の焼き損害額が同額または算出されない場合は、火元の種別によるものと

する。

(出火時刻の決定)

第10条 出火時刻は、関係者等（規程第3条第4号に定める関係者等をいう。以下同じ。）の火災発見状況、覚知時刻ならびに消防対象物の構造、材質、状態および防災機器等の作動状況によって認定した時刻とする。ただし、事後聞知でその認定が困難な場合にあつては、出火時刻を不明とすることができるものとする。

(火災の覚知方法)

第11条 火災の覚知方法は、次の各号に掲げるものとする。ただし、1件の火災についての覚知方法が重複した場合は、消防本部に通報された最も早い覚知方法によるものとする。

- (1) 火災報知専用電話 火災報知専用電話（119番回線）によって覚知したものをいう。
- (2) 加入電話 火災報知専用電話および警察電話以外の電話によって覚知したものをいう。
- (3) 警察電話 警察機関からの専用電話によって覚知したものをいう。
- (4) 駆け付け通報 駆け付けにより通報を受けて覚知したものをいう。
- (5) 事後聞知 火災が鎮火した後に覚知したものをいう。
- (6) その他 前各号に掲げる覚知以外の方法等で覚知したものをいう。

(建物の棟の取扱い)

第12条 建物を1棟とする取扱いの判断は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 建物の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第5号に定めるものをいう。）が、その他の建物と接続することなく独立しているもの
 - (2) 構造に係わらず、屋根および小屋組が一体となっているもの
 - (3) 木造または防火構造（建基法第2条第8号に定めるものをいう。以下同じ。）の建物の一部に耐火構造（建基法第2条第7号に定めるものをいう。）の階段室、車庫等があつても建物の機能上一体であるもの
 - (4) 木造または防火構造の建物が、防火壁で区画され、建物の機能上一体であるもの
- 2 前項に掲げるものの他、建物と建物が接続されている場合は、次により取り扱うものとする。
- (1) 主屋とその他の主屋との間が渡り廊下等で接続されているものは、主屋とその他の主屋の延べ面積を勘案して渡り廊下を按分した部分と当該廊下が接する主屋を1棟とする。
 - (2) 主屋に接続して建てられている下屋は、主屋と同一棟とする。

(焼損程度)

第13条 建物の焼損程度は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全焼 建物の70パーセント以上を焼損したものをいう。
- (2) 半焼 建物の20パーセント以上70パーセント未満を焼損したものをいう。
- (3) 部分焼 全焼、半焼およびぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼや 建物の10パーセント未満を焼損し、かつ、焼損床面積もしくは焼損表面積が1㎡未満のもの、または収容物のみを焼損したものをいう。

(焼損面積の算定)

第14条 建物の焼損面積は、焼損床面積および焼損表面積に区分して算定するものとする。

(世帯のり災程度)

第15条 世帯のり災程度の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全損 建物（収容物を含む。以下この条において同じ。）の火災損害額（以下「損害額」という。）が、り災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。

(2) 半損 建物の損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント以上70パーセント未満のものをいう。

(3) 小損 前各号に該当しないものをいう。

(り災世帯の算定)

第16条 り災世帯の算定は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 住居と生計をともにしている人の集まり、および一戸を構えて住んでいる単身者は、一般世帯であり、一の世帯とする。ただし、これらの世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇い人は、人数に関係なく雇い主の世帯に含まれるものとする。

(2) 一般世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者または下宿に宿泊している単身者は、一人ひとりを一の世帯とする。

(3) ホテル、旅館および簡易宿泊所に概ね3か月以上宿泊している者は、一の世帯とする。

(4) 会社、団体、商店、官公庁等の寄宿舍、独身寮等の施設に居住している単身者は、一人ひとりを一の世帯とする。

(5) 学校の寮または寄宿舍で起居をともにし、通学している学生および生徒は、その寮または寄宿舍の棟ごとに一の世帯とする。

(6) 病院、療養所等の施設に3か月以上入所している者は、その棟ごとに一の世帯とする。

(7) 福祉施設に入所している者は、その施設ごとに一の世帯とする。

(8) 自衛隊の営舎内の居住者は、調査単位ごとに一の世帯とする。

(9) 少年刑務所および少年鑑別所の入所者は、調査単位ごとに一の世帯とする。

(り災人員)

第17条 り災人員は、一般世帯の場合は当該世帯を構成する人員の全てを計上し、施設等の世帯の場合は、実際に被害を受けた者およびり災した部屋に居住する人員を計上する。

(死傷者)

第18条 火災による死傷者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）または負傷した者とする。ただし、消防吏員、消防団員および消防活動に関係ある

者については、火災を覚知したときから現場を引き揚げるときまでの間に死亡した者または負傷した者とする。

(2) 前号の負傷者が、その負傷が火災に直接起因したもので、かつ48時間以内に死亡したときは、火災による死者とする。なお、48時間を経過して30日以内に死亡したときは、「30日死者」とする。

2 前項の負傷の程度は、次の各号に掲げるとおり区分する。

(1) 重症 傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。

(2) 中等症 傷病の程度が重症または軽症以外のものをいう。

(3) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

第4章 調査業務の執行

(火災出動時の見分)

第19条 火災に出動した消防吏員は、消防活動を通じて火災の状況の見分に努めなければならない。

2 予防課長または消防署長（以下「署長」という。）は、調査のために必要があるときは、前項の職員に対して、火災の状況について、報告を求めることができる。

3 前項の報告は、火災出動時における見分調査書（別記第1号様式）によるものとする。

(調査業務)

第20条 調査員は、複数により調査業務を行わなければならない。この場合において、実況見分、写真撮影、図面作成等の任務を分担し、的確に調査を行うものとする。

2 調査員は、関係者等に質問するときは、相手方の心情を理解し、重複を避け効率的な調査を行わなければならない。

(立会人)

第21条 規程第10条第2項に定める実況見分は、関係者を立会人として実施するものとする。ただし、関係者が不在であり、やむを得ない場合は、警察官または関係者の近親者その他適当な者を立会人とすることができる。

2 調査員は、前項の立会人は、見分しようとする場所または物件に直接関係のある者とするものとする。

3 調査員は、実況見分において調査のために必要があると認めるときは、関係者の了解を得て、当該火災に関係する物件の製造者等を立会人とすることができる。

4 調査員は、立会人の安全管理に十分に配慮しなければならない。

(現場写真)

第22条 規程第10条第3項に定める写真の記録は、焼き部分の全体における位置、各部分との関係を考慮するとともに、写真には、必要な説明を加えなければならない。

(発掘)

第23条 調査員は、出火原因の調査は、実況見分状況および火災出動時における見

分状況ならびに関係者等の申述を総合的に判断し、出火範囲を特定し、現場の発掘（以下「発掘」という。）を行うものとする。

- 2 調査員は、発掘を行うにあたり出火範囲と特定した区域を周囲から出火箇所付近に順次実施するものとする。
- 3 調査員は、発掘に際しては、立会人の申述に基づく物品配置等に留意し、物件等の原状確保に配慮しなければならない。
- 4 前項の発掘は、原状を復元する観点に立って行うものとする。

（質問の記録）

第24条 規程第14条第2項に基づき関係者等に質問し、任意の申述から知り得た事実を記録するときは、次の各号によるものとする。

- (1) 出火前の状況または行為等出火原因の判定を推論するための補完的な申述の記録は、質問調査書（別記第2号様式）とする。この場合において、関係者等に申述の記録を立会い、電話またはメール等にて行い、内容に誤りがないことを確認するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、出火原因以外の事実を確定するために必要な申述の記録は、その他の調査書類に記録することができる。この場合において、関係者等に事前に説明し、承諾を得なければならない。

（少年等に対する質問）

第25条 規程第16条に定める少年等への質問は、保護者等の立会人を置いて行うものとする。ただし、立会人を置くことにより、真実の申述を得ることができないと判断されるときは、この限りでない。

- 2 規程第16条に定める心神喪失もしくは心神耗弱の状態にある者またはこれに準ずる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める身体障害者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に定める精神障害者をいうものとする。
- 3 調査員は、第1項の質問を行うに当たっては、少年等の心情を考慮して行わなければならない。
- 4 調査員は、少年等を調査現場の見分の立会人としてはならない。ただし、年齢、心情およびその他諸般の事情により支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 調査員は、少年等の質問調査書を作成したときは、保護者等の立会人の氏名等を記載するものとする。

（出火原因の検討等）

第26条 調査員は、第23条に定める発掘の結果、出火原因に関係があると推定できる製造物その他の物件を発見し、詳細に見分する必要があると判断したときは、関係者に了承を得て、次に掲げる関係機関等に調査を依頼することができる。

- (1) 消防庁消防大学校消防研究センター火災災害調査部原因調査室
- (2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- (3) 製造物その他の物件に関して専門的な知識を有する製造業者等
- (4) 北海道警察

(火災損害調査)

第27条 調査員は、火災原因調査と並行して第3条第2項に定める区分に応じて、火災損害調査を行わなければならない。

第5章 火災調査報告

(火災調査書類)

第28条 規程第25条に定める報告は、火災調査報告書(別記第3号様式)(別記第3号様式の2)および次の各号に定める火災の程度および種別に応じて作成する調査書類により行わなければならない。

(1) 火災調査の実施区分(別表第1)のうち、予防課が調査する火災で出火原因が明らかなものおよび消防署が調査する火災

(2) 前号に掲げる火災以外の火災および予防課長が必要と認める火災

2 前項の書類作成は、別表第2に定める基準によるものとする。

3 前項の火災調査報告書は、調査終了後概ね60日以内に作成するものとする。ただし、調査の困難性が高く長期にわたるものとして、予防課長が認めるときは、この限りでない。この場合において、調査員は、適宜その経過を予防課長に報告するものとする。

(調査結果の管理)

第29条 予防課長(第6条の規定に基づき、消防署員が調査を行う場合は、署長)は、調査のために立ち入って見分し、または質問により得られた情報ならびに調査結果から作成された文書等を適切に管理しなければならない。

2 予防課長は、調査結果を分析および検討して、火災の実態を明らかにするとともに消防行政に反映できるように努めなければならない。

(類似火災への対応)

第30条 予防課長は、調査結果から製造物の欠陥による類似火災の発生が予測されるときは、当該火災に係る資料を収集し、類似火災の防止に係る対応を図るものとする。

(火災速報)

第31条 規程第26条の規定に基づく報告は、別記第8号様式によるものとする。

2 前項の報告は、原則として消防署が作成するものとする。

(火災記録)

第32条 調査員は、火災記録簿(別記第9号様式)に必要な事項を記録しなければならない。

(統計資料)

第33条 規程第27条第2項の規定に基づく統計資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 火災統計(別記第10号様式)

(2) 死者記録(別記第11号様式)

(3) 負傷者記録(別記第12号様式)

(り災証明)

第34条 規程第28条に基づき災証明書（別記第13号様式）の発行は、り災者からのり災証明申請書（別記第14号様式）の提出に基づき、り災証明書交付簿（別記第15号様式）に記載した上で速やかに発行するものとする。

2 前項のり災証明は、次の各号に定める事項に留意して行うものとする。

(1) 証明内容は、り災場所、り災者氏名、り災年月日、種別、焼損程度およびその他必要事項とする。

(2) 証明は、消防職員がり災の事実を確認したものについて行うものとする。
(火災に至らない事案種別の判定等)

第35条 予防課長は、警戒、誤報または悪ぎの判定を行い、非火災記録書（別記第16号様式）に記録するものとする。

第6章 震災時の火災調査

(震災に伴う火災調査の原則)

第36条 消防長は、大規模地震の発生に伴い、函館市警防規程（平成18年函館市消防本部訓令第5号）第14条に定める警防本部が設置されている間（以下「震災時」という。）に発生した火災の調査に対し、必要に応じて組織的な執行体制を確立するものとする。

(震災に伴う火災の指定)

第37条 消防長は、地震発生直後からの火災状況を勘案し、期間および地域を限定して「震災に伴う火災」を指定することができる。

(震災に伴う火災の取扱い)

第38条 震災に伴う火災の取扱いは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 火災件数

ア 同一の消防対象物において、同一の震災により、同時期に発生した火災は1件とする。

イ 一または複数の火のついた消防対象物が津波等により移動し、延焼拡大した一連の火災は、全体を捉えて1件とする。（津波等により消防対象物が移動した後に、一または複数の火災が発生し、延焼拡大した一連の火災も同様とする。）

(2) 焼損範囲等

震災に伴い発生した複数の火災（出火点が特定できるもの）で、一連の広域的な焼損が生じた場合においては、それぞれの火災の焼損面積は、街区または道路等により便宜的に区分して評価するものとする。

(3) 火災種別

ア 建物については、当該消防対象物がもともと存した場所で焼損している場合（津波等により消防対象物が移動した場合を除く。）、倒壊後に出火したか、出火後に倒壊したかに関わらず、「建物火災」とし、車両、船舶および航空機の火災についても同様とする。

イ 津波等により移動した消防対象物の火災の種別は、その他の火災とする。

(4) 死者

ア 火災現場（津波火災を除く。）から発見された焼死体は、その死因が特定できない場合（火災に直接起因するものか、建物の倒壊後によるものかが判明しない場合）、火災による死者として計上する。

イ 津波火災の現場において発見された焼死体は、その死因が特定できない場合、火災による死者として計上しない。

（震災に伴う火災の調査活動）

第39条 予防課長は、震災に伴う火災の指定を受けた火災の調査は、次に掲げる事項に重点を置き実施するものとする。

(1) 地震発生直後から災害活動が概ね終息するまでの間は、情報収集および火災状況の記録を主眼に行う。

(2) 災害活動終息後は、り災証明書発行のための損害状況調査を優先して実施する。

(3) り災証明書発行のための損害状況調査終了後は、震災に伴う火災の調査記録を将来の行政施策に反映させるため、引き続き損害状況、出火原因、延焼拡大状況等について詳細な調査を実施する。

（調査員の確保）

第40条 予防課長は、震災後の行政対応を考慮し、震災に伴う火災による被害の記録のために必要な要員を確保するとともに、調査員に対して現場の見分、写真撮影等の記録を行わせるように努めなければならない。

2 予防課長は、り災証明書の発行のための損害調査以降の調査活動に支障が生ずると予想されるときは、他の課長または署長に対して職員の派遣を要請することができる。

（必要な資機材の確保）

第41条 予防課長は、震災時の火災調査活動に必要な資器材の確保に配慮するものとする。

（震災に伴う火災の調査書類作成等）

第42条 予防課長は、震災に伴う火災においては、第28条に定める調査書類の記載内容を変更し、または書類の一部を省略し、作成することができる。

（調査記録等の集計および活用）

第43条 予防課長は、情報の収集および調査記録の集計等にあたり、必要により他の課長に協力を要請することができる。

（り災証明書の対応要領）

第44条 予防課長および署長は、震災時における火災調査の結果に基づき、市と連携して迅速なり災証明事務の対応に努めるものとする。

第7章 雑則

（照会等の対応）

第45条 消防長は、次に掲げる照会があったときは、第28条第1項の火災調査報告書および調査書類の写しを送付し、または内容について回答することができる。

(1) 裁判所からの照会

ア 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第279条

イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条および第226条

(2) 捜査機関からの照会

刑訴法第197条第2項

(3) 弁護士会からの照会

弁護士法第23条の2第2項

2 前項の照会等の対応は、個人情報および犯罪に関する情報等の保護の観点から、火災調査報告書および調査書類の写しまたは回答する内容について協議を行うものとする。

(補則)

第46条 この要綱に定めるほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

火災調査の実施区分

調査担当	実施区分
予防課	1 消防署が調査する火災以外の火災 2 前1に掲げるものの他、予防課が調査する必要があると認める火災
消防署（消防支署および消防出張所を含む。）	1 車両火災のうち、ごみ収集車のごみのみが焼損した火災 2 その他の火災のうち、死者が発生していない火災および追跡調査等の必要のない火災

別表第2（第28条関係）

火災調査書類作成基準

様式等	第28条第1項第1号 (1号火災)	第28条第1項第2号 (2号火災)
火災調査報告書 (別記第3号様式) (別記第3号様式の2)	すべて作成	
火災原因判定書 (別記第4号様式)	不要。ただし、火災調査報告書の原因判定理由欄に原因判定理由を記載する。	作成
火災出動時における見分調査書 (別記第1号様式)	不要	出火箇所または出火原因の判定等に必要な火災
実況（鑑識）見分調査書 (別記第5号様式)	すべて作成	
り災者調査書 (別記第6号様式)	すべて作成	
質問調査書 (別記第2号様式)	不要。ただし、関係者等の申述事項があるときは、火災調査報告書に記載する。	作成
火災損害調査書 (別記第7号様式)	すべて作成（損害があるときに限る。）	
死傷者の調査書 (別記第7号様式の2)	すべて作成（死傷者があるときに限る。）	
写真	実況（鑑識）見分調査書に添付（印刷物または現像写真）	
その他の関係資料	すべて作成（火災調査書類作成に必要なときに限る。）	

別記第1号様式（第19条関係）

火災出動時における見分調査書

表記の火災について、
次のとおり見分した。

として消防活動に従事し、

年 月 日

所 属
階級・氏名

別記第2号様式（第24条関係）

質問調査書（第 回）

表記の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

申 述 者	住 所	
	氏 名	
聴取日時	年 月 日 時 分頃	
聴取方法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他（ ）	

別記第3号様式（第28条関係）

その1

消防長		次長		課長		主査		担当		担当者	
-----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	-----	--

火 災 調 査 報 告 書													
火災番号				火災種別									
出火日時													
覚知方法				初期消火									
入電時刻		月	日	時	分	指令時刻 (覚知時刻)		月	日	時	分		
常備放水		月	日	時	分	団放水		月	日	時	分		
鎮圧時刻		月	日	時	分	鎮火時刻		月	日	時	分		
火 元	出火場所 建物名等												
	用 途				令別表用途		()項						
	業 態				火元区分								
	住 所 職業・氏名											歳	
	構 造				階 数		地上	階	地下	階			
	建築面積		m ²		延べ面積		m ²						
	焼損床面積		m ²		焼損表面積		m ²						
	焼損程度				工事の状況								
	用途地域				防火地域				住警器				
	少量危険物等				防火対象物定期点検報告制度								
気 象	天 候				気 温		℃		相対湿度		%		
	風 向				風 速		m/s		積 雪		cm		
活 動	出動台数		P	台	T	台	特	台	他	台	団	台	
	放水車両		常備	台	口	団	台	口	出動人員		常備	人	
	使用水利		常備		団				団			人	
	最寄消防機関				最寄消防機関からの距離		km						
損 害	焼損棟数		全 焼		棟		火災による 死 傷 者		死 者		人		
			半 焼		棟				負 傷 者		人		
			部 分 焼		棟		り災世帯				世帯		
			ぼ や		棟								
	合 計		棟		り災人員		人						
損 害 額		建 物		千円		収容物		千円		その他		千円	
		合 計		千円									
原 因	出 火 箇 所			発 火 源			経 過			着 火 物			

その2

り災概要・関係者情報	
火災・原因概要	
発見・通報・初期消火の状況	
原因判定理由	

別記第3号様式の2 (第28条関係)

その1

消防長		次長		課長		主査		担当	
署長		副署長		支署長		係所長		係	
									担当者

火 災 調 査 報 告 書										
火災番号			火災種別							
出火日時										
覚知方法					初期消火					
入電時刻	月	日	時	分	指令時刻 (覚知時刻)	月	日	時	分	
常備放水	月	日	時	分	団放水	月	日	時	分	
鎮圧時刻	月	日	時	分	鎮火時刻	月	日	時	分	
火 元	出火場所 建物名等									
	用 途				令別表用途	()項				
	業 態				火元区分					
	住 所 職業・氏名									歳
	構 造			階 数	地上	階	地下	階		
	建築面積	m ²		延べ面積	m ²					
	焼損床面積	m ²		焼損表面積	m ²					
	焼損程度			工事の状況						
	用途地域			防火地域			住警器			
	少量危険物等			防火対象物定期点検報告制度						
気 象	天 候			気 温	℃	相対湿度	%		火災警報	
	風 向			風 速	m/s	積 雪	cm			
活 動	出動台数	P	台	T	台	特	台	他	台	
	放水車両	常備	台	口	団	台	口	出動人員	常備	
	使用水利	常備		団				団	人	
	最寄消防機関					最寄消防機関からの距離				km
損 害	焼損棟数	全 焼			棟	火災による 死 傷 者	死 者	人		
		半 焼			棟		負 傷 者	人		
		部 分 焼			棟	り災世帯	世帯			
		ぼ や			棟					
		合 計			棟	り災人員	人			
	損 害 額	建 物	千円		収容物	千円		その他	千円	
	合 計	千円								
原 因	出火箇所		発火源		経過		着火物			

その2

り災概要・関係者情報	
火災・原因概要	
発見・通報・初期消火の状況	
原因判定理由	

別記第4号様式（第28条関係）

火災原因判定書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

別記第5号様式（第28条関係）

実況（鑑識）見分調査書（第 回）

表記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

見 分 日 時

場所および物件

立会人氏名

火災損害調査書

り災番号		区 分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> その他					
り災場所								
氏 名								
り災種別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 収容物 <input type="checkbox"/> その他							
建築物	構 造				階数	地上 階	地下 階	
	用 途							
	建 築 面 積	m ²		延べ面積	m ²			
	建築・取得金額	千 円		経過年月	年 月			
	焼 損 程 度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや						
	り災程度	全 損		半 損		小 損		合 計
		世帯 人		世帯 人		世帯 人		世帯 人
		階	階	階	階	階	計	
	焼損床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	焼損表面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
損害状況等								
車両・船舶・航空機	登 録 番 号				用 途			
	船名・機名				車両種別			
	自家用・営業用 ト ン 数				船種・機種			
	取 得 金 額	千 円		経過年月	年 月			
損害状況等								
収容物・その他								
	建 物	収 容 物		そ の 他		合 計		
損 害 額	千 円		千 円		千 円			
備 考								

死傷者の調査書

死傷者の情報	氏名				発生区分	<input type="checkbox"/> 火元	出火者	<input type="checkbox"/> 本人	
	生年月日	年	月	日 (歳)		<input type="checkbox"/> 類焼		<input type="checkbox"/> 他人	
	職業		性別			<input type="checkbox"/> 建物外		<input type="checkbox"/> 不明	
死者	死者の発生場所				区分	<input type="checkbox"/> 48時間 <input type="checkbox"/> 30日死者			
	死者の状況	作業中	<input type="checkbox"/> 工作中 <input type="checkbox"/> 仕事外 <input type="checkbox"/> 在校中 <input type="checkbox"/> 在校外 <input type="checkbox"/> その他						
		火気取扱	<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 暖房器具取扱中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> その他取扱中 <input type="checkbox"/> 不明						
		死因	<input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒・窒息 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 打撲・骨折等 <input type="checkbox"/> 自殺 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明						
		起床	<input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 起床中 <input type="checkbox"/> 不明						
		飲酒	<input type="checkbox"/> 飲酒なし <input type="checkbox"/> 飲酒あり <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 不明						
		傷病	<input type="checkbox"/> 傷病なし <input type="checkbox"/> 傷病あり <input type="checkbox"/> 不明						
		寝たきり	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 不明						
		身体不自由者	<input type="checkbox"/> 障害区分不明 <input type="checkbox"/> その他の身体不自由者 <input type="checkbox"/> 移動障害 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 盲聾二重障害 <input type="checkbox"/> その他の障害 <input type="checkbox"/> 不明						
	死者の発生した経過	発見の遅れ	<input type="checkbox"/> 熟睡 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由 <input type="checkbox"/> その他						
		判断力・体力	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由者 <input type="checkbox"/> 老衰 <input type="checkbox"/> その他						
		早期延焼拡大	<input type="checkbox"/> ガス爆発 <input type="checkbox"/> 危険物燃焼 <input type="checkbox"/> その他						
		避難の機会を逃す	<input type="checkbox"/> 狼狽 <input type="checkbox"/> 持出品・服装 <input type="checkbox"/> 火災をふれまわる <input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 救助中 <input type="checkbox"/> その他						
		逃げ切れなかった	<input type="checkbox"/> 身体不自由 <input type="checkbox"/> 延焼拡大 <input type="checkbox"/> 避難経路誤り <input type="checkbox"/> 出入口施錠 <input type="checkbox"/> その他						
		内部進入	<input type="checkbox"/> 救助・物品搬出 <input type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> その他						
着衣着火		<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> 採暖中 <input type="checkbox"/> たき火中 <input type="checkbox"/> 火遊び中 <input type="checkbox"/> その他の火気取扱中 <input type="checkbox"/> その他							
殺人・自損		<input type="checkbox"/> 放火自殺 <input type="checkbox"/> 放火自殺の巻添え <input type="checkbox"/> 放火殺人							
その他	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中								
出火時同一の建物等にいた人数		同棟・車両等	人	同室等	人				
負傷者	受傷部位および内容		負傷程度	<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症	<input type="checkbox"/> 30日死者				
	避難方法	<input type="checkbox"/> 自力避難(施設) <input type="checkbox"/> 自力避難(器具) <input type="checkbox"/> 自力避難(その他) <input type="checkbox"/> 消防隊による救助 <input type="checkbox"/> 避難の必要なし <input type="checkbox"/> その他							
	受傷原因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる, 高温の物質に接触 <input type="checkbox"/> 煙を吸う <input type="checkbox"/> 飛散物, 擦過 <input type="checkbox"/> 放射熱 <input type="checkbox"/> 飛び降り <input type="checkbox"/> その他							
	受傷状況	<input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> その他							
特記事項									

(表)

火 災 統 計

年 月

区 分		年 月	年 累 計	年 月	年 累 計
火 災	建 物				
	林 野				
	車 両				
	船 舶				
	航 空 機				
そ の 他					
非 火 災					
合 計					
災 害 状 況	棟	全 焼			
		半 焼			
		部 分 焼			
		ぼ や			
		合 計			
	世 帯	全 損			
		半 損			
		小 損			
		合 計			
	人 員		人	人	人
面 積	建 物	m ²	m ²	m ²	m ²
	林 野	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
死 者	死 者	人	人	人	人
	自 殺 死 者	人	人	人	人
負 傷 者		人	人	人	人
損 害 額	建 物	千円	千円	千円	千円
	収 容 物	千円	千円	千円	千円
	そ の 他	千円	千円	千円	千円
	合 計	千円	千円	千円	千円

別記第13号様式（第34条関係）

り 災 証 明 書

り 災 場 所	函館市 町 丁目 番（番地） 号
り 災 者 氏 名	
り 災 年 月 日	年 月 日
種 別	
焼 損 程 度	
備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

函館市消防長（ 消防署長）

印

別記第14号様式（第34条関係）

り災証明申請書

年 月 日				
函館市消防長（ 消防署長） 様				
		住所		
		申請者	（電話 ー ）	
		（り災者）		
		氏名		
代理人氏名 （来庁者）	住所 氏名	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 親族（ ） <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
り災年月日	年 月 日			
り災場所	函館市 町 丁目 番（番地） 号 （建物名称： ）			
種 別	<input type="checkbox"/> 建物火災 <input type="checkbox"/> 林野火災 <input type="checkbox"/> 車両火災 <input type="checkbox"/> 船舶火災 <input type="checkbox"/> 航空機火災 <input type="checkbox"/> その他の火災 <input type="checkbox"/> 非火災（警戒）			
り災状況	1 建物（ ） <input type="checkbox"/> 焼 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 破 <input type="checkbox"/> 汚 2 収容物（ ） <input type="checkbox"/> 焼 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 破 <input type="checkbox"/> 汚 3 その他（ ） <input type="checkbox"/> 焼 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 破 <input type="checkbox"/> 汚			
使用目的 必要枚数	1 税金の減免申請 2 保険請求 3 建物の滅失登記	4 焼けた物の処分 5 その他 （ ）	必要 枚数	通
※受付印		※経過欄		
		※公印確認		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 代理人の方は、身分を証明できるものをご持参ください。
 3 り災証明書は、り災の事実を証明する書面です。

非 火 災 記 録 書

番 号		種別							
覚知日時	年	月	曜日	時	分				
発生場所 名称等 職業等 氏名・年齢	(歳)								
種 別	/	当月	年計	発 生 要 因		/	当月	年計	
警 戒				消 防 用 設 備 関 係	自 動 火 災 報 知 設 備				
誤 報					漏 電 火 災 警 報 器				
悪 戯					非 常 警 報 設 備				
合 計	/				他 の 消 防 用 設 備				
					建 築 ・ 防 災 設 備				
覚 知 別		当月	年計	火 気 使 用 設 備 関 係	非 常 通 報 装 置				
1 1 9					機 械 警 備 通 報				
加入電話					調 理 器 具 関 係				
警察電話					暖 房 器 具 関 係				
駆 付					給 湯 設 備 関 係				
事後聞知				電 気 関 係	他 の 火 気 設 備				
そ の 他					電 気 器 具 関 係				
合 計	/				電 気 配 線 (屋 内) 関 係				
経 過				そ の 他	電 気 配 線 (屋 外) 関 係				
					緊 急 通 報 装 置	危 険 物 の 流 出			
						住 宅 用 火 災 警 報 器			
						車 両 (油 以 外) 関 係			
						た ば こ			
				た き 火	た き 火				
					火 あ そ び				
					ガ ス の 漏 洩				
				そ の 他					
				合	計	/			